

第7期土浦市障害福祉計画・第3期土浦市障害児福祉計画（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について

1 実施結果

第7期土浦市障害福祉計画・第3期土浦市障害児福祉計画（案）に係るパブリック・コメントについては、次のとおり実施しました。

募集期間	令和5年12月15日（金）から令和6年1月9日（火）まで（26日間）
募集方法	パブリック・コメントの実施について、広報つちうら（令和5年12月中旬号）、市ホームページ、市公式LINE及び市公式ツイッターにより周知しました。 併せて、計画（案）を市ホームページに掲載したほか、本庁舎（障害福祉課及び情報公開室）、各支所（都和・南・上大津・新治）、神立出張所及び各地区公民館（一中・二中・三中・四中・上大津・六中・都和・新治）に設置し、持参、郵送、ファックス、電子メール又はWEBフォームのいずれかにより募集を行いました。
意見提出者数	1名
意見件数	4件
市ホームページ閲覧数	58件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>①計画案 P58 第4章 2 サービス確保の方針 【市の方針】 ●各種サービスの連携強化 ◇土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」※ の活用 における、注記について</p> <p>スペースがあるようなので、もう少し説明を加えられませんか。例えば、「連携の調整役として、地域ケアコーディネーター（社会福祉協議会職員）を配置しています。」 P62にも記載がありますが、市民が安心して気軽に相談できる場として、地区コミセンがあるということを周知できればいいと思います。</p>	<p>①ご指摘を踏まえ、注記の部分を次のように改めます。</p> <p>※土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」とは 全国に先駆け、本市で実施する、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、生活上の課題を抱える全ての市民を対象とする相談・支援体制です。各中学校区ごとの公民館に福祉の相談窓口を設置し、常駐する地域ケアコーディネーター（社会福祉協議会職員）が、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民との調整役となり、連携して包括的な支援を行います。</p>

<p>②計画案 P59 第4章 3 成果目標サービス確保の方針 「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」 における市の方針について</p> <p>随分前から国は言っていました、新たに組織を立ち上げるのではなく、土浦型地域包括ケアシステム（ふれあいネットワーク）を活用していくとの方針があったはず。それで、市の方針では、「連携を図るための協議の場…を活用し」となっているのかと思います。であれば、協議の場（土浦型地域包括ケアシステム等）としてはどうでしょうか。</p>	<p>②ご指摘と、①の修正により、「ふれあいネットワーク」についての詳細な説明が加わることを踏まえ、次のように修正します。下線部が修正箇所となります。</p> <p>【市方針】</p> <p>国の指針に準拠し、精神障害者が地域で生活する上での様々な課題や支援ニーズに対応できるよう、<u>ふれあいネットワーク</u>や<u>土浦市地域自立支援協議会</u>を活用し、包括的な支援体制を整備します。</p>
<p>③計画案 P72 第4章 4 障害福祉サービス量等の見込（活動指標） （2）地域生活支援事業の充実 【相談・権利擁護】 5番目の◇</p> <p>成年後見制度の文中、『社会福祉協議会に設置した「成年後見センターつちうら』とありますが、この組織は社協が独自で設置したものであり、当初は社協の独自事業、のち市民後見人養成事業のみ市から半額、補助が入っています。委託事業でもないはずですので、『社会福祉協議会が設置した』、とすべきではないでしょうか</p>	<p>③ご指摘を踏まえ、次のように修正します。下線部が修正箇所となります。</p> <p>◇成年後見制度利用支援事業については、障害のある方の権利を擁護するため、<u>社会福祉協議会が運営する</u>「成年後見センターつちうら」と連携し、市長申立などの取組を実施しています。</p>

<p>④共生型サービスの言及について</p> <p>どこかで共生型サービスに言及することはできませんか。いたるところに国指針が出てきて、それに対応する市指針が記載されています。共生型サービスは国が認めた制度です。民間事業所が対象者の福祉の向上に寄与するとなれば、事業を採用することもあるのではないのでしょうか。市自ら取り組まないのであれば、事業所に周知するとか、ホームページに掲載するとか、いろいろ方法はあると思います。ご検討をお願いします。</p>	<p>④今回の計画は、令和5年5月に告示された国の基本指針に則して策定を進めておりますが、この指針では、共生型サービスについて「小規模町村等において、訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。」と示されているのみで、計画における成果目標として設定すべき事項とはされておられません。</p> <p>また、計画の目的は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにする、というものであり、本市では、障害福祉サービス事業所の確保が十分にされている状況であることを踏まえ、今回の計画では、共生型サービスに関する言及はしないこととします。</p> <p>なお、この制度を活用することにより、障害者がサービスを利用する際の選択肢が増えることにつながり、福祉の向上に寄与する面があることについては、ご指摘のとおりと存じますので、介護保険サービス事業所への共生型サービスに関する周知、啓発については、今後の検討課題とします。</p>
---	---